官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働八六）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六四〇～六四五）　二
○保安施設地区の指定をする件（同六四六）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通五八三、五八四）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同五八五）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五八六～五九〇）　六
○道路に関する件（東北地方整備局八三）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七六）　六
〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　広島市　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　七
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　八
国家試験
令和八年司法試験の試験会場（司法試験委員会）　九
令和八年司法試験予備試験の試験会場（同）　九
令和八年度全国通訳案内士試験公示（観光庁）　九
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配一）　二四
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他

省令

○厚生労働省令第八十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産業医の選任等） **第十三条**　（略） 2　事業者は、法第十三条第一項の規定により産業医を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲げる者であることにつき証明することができる電磁的記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。 一～六　（略） 七　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任又は退任（以下この条において「辞任等」という。）の年月日 八　（略）	（産業医の選任等） **第十三条**　（略） 2　事業者は、産業医を選任したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、第十四条第二項各号に掲げる者であることにつき証明することができる電磁的記録等必要な電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十三条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項及び第四十四条の二第一項において「認定こども園法」という。）第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校（同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園）において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。 一～六　（略） 七　前任者がいる場合はその氏名及び辞任、解任等の年月日 八　（略）

3・4　（略）	3・4　（略）
5　事業者は、法第十三条第一項の規定により選任した産業医の辞任等があつたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。ただし、当該報告は、後任者の選任に係る第二項の規定による同項第一号及び第七号に掲げる事項の報告をもつて、これに代えることができる。 一　第二条第二項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる事項 二　辞任等があつた産業医の氏名及び辞任等の年月日 （電子情報処理組織による申請書の提出等） **第百条の二**　法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第二条第二項、第四条第三項、第七条第三項、第十三条第二項若しくは第五項、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十、第五十二条、第五十二条の二十一若しくは第九十七条又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。	（新設） （電子情報処理組織による申請書の提出等） **第百条の二**　法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出（以下この条において「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第二条第二項、第四条第三項、第七条第三項、第十三条第二項、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十、第五十二条、第五十二条の二十一若しくは第九十七条又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　事業者は、当分の間、この省令による改正後の労働安全衛生規則第十三条第五項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

その他告示

○農林水産省告示第六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道島牧郡島牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、島牧村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県亀山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、亀山市・鈴鹿市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県尾鷲市・北牟婁郡紀北町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県尾鷲市・北牟婁郡紀北町・北牟婁郡紀北町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字数馬七〇五四の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字藤原九〇七八、九〇八三、字神戸三四六四、三四六九のイ

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和八年四月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県指宿市（国有林）

○国土交通省告示第五百八十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
厚木市船子字長ケ町九五番一から同市船子字長ケ町九七番二まで	前	最大 四六	六一
		最小 三四	
	後	最大 五〇	
		最小 三四	

○国土交通省告示第五百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	厚木市船子字長ケ町九五番一から同市船子字長ケ町九六番一まで	令和八年四月三十日〇時

○国土交通省告示第五百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜渕一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡真室川町大字釜渕

字権現堂

一〇五四番　一号から十三号まで及び六十二号から七十六号まで

地先鉄道用地

一〇五四番　十四号から十九号まで

一〇二一番　二十号及び二十一号

一〇二〇番　二十二号

一〇一一番　二十三号及び二十四号

一〇〇五番　二十五号及び二十六号

九九七番　二十七号から三十一号まで

九九〇番　三十二号から三十八号まで

九九〇番地先道路敷　三十九号、四十号、四十七号、四十八号、五十二号及び五十三号

九七五番二　四十一号から四十四号まで

九七六番二　四十五号及び四十六号

九七八番一　四十九号及び五十号

九七九番一　五十一号

一二九〇番一　五十四号から六十一号まで

○国土交通省告示第五百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

まつかげ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

神奈川県厚木市上荻野

字原谷　一一一一番一　一号から六号まで

一一一一番三　七号から九号まで

一一一一番二　十号及び十一号

○国土交通省告示第五百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

神奈川県横須賀市秋谷の区域内の土地のうち、次の一点から七十二点までを順次結んだ線及び一点と七十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35° 14′ 24.1326″	139° 36′ 14.7883″
2	35° 14′ 24.2350″	139° 36′ 14.7497″
3	35° 14′ 24.5107″	139° 36′ 14.6456″
4	35° 14′ 24.6192″	139° 36′ 14.5807″
5	35° 14′ 25.1442″	139° 36′ 14.3805″
6	35° 14′ 25.0727″	139° 36′ 14.1012″
7	35° 14′ 25.1483″	139° 36′ 13.9627″
8	35° 14′ 25.1802″	139° 36′ 13.9818″
9	35° 14′ 25.2258″	139° 36′ 14.1485″
10	35° 14′ 15.2596″	139° 36′ 14.1999″
11	35° 14′ 25.3779″	139° 36′ 14.0529″
12	35° 14′ 25.6436″	139° 36′ 13.8041″
13	35° 14′ 25.8747″	139° 36′ 13.8003″
14	35° 14′ 26.0165″	139° 36′ 13.8060″
15	35° 14′ 26.0817″	139° 36′ 13.8086″
16	35° 14′ 26.2042″	139° 36′ 13.8538″
17	35° 14′ 26.2652″	139° 36′ 13.9314″
18	35° 14′ 26.3227″	139° 36′ 14.0607″
19	35° 14′ 26.5774″	139° 36′ 14.3363″
20	35° 14′ 26.6446″	139° 36′ 14.4348″
21	35° 14′ 26.6776″	139° 36′ 14.4471″
22	35° 14′ 26.7509″	139° 36′ 14.4745″
23	35° 14′ 26.7966″	139° 36′ 14.4129″
24	35° 14′ 26.8240″	139° 36′ 14.3760″
25	35° 14′ 26.8382″	139° 36′ 14.3572″
26	35° 14′ 26.8606″	139° 36′ 14.3277″
27	35° 14′ 26.8895″	139° 36′ 14.2895″
28	35° 14′ 26.9806″	139° 36′ 14.1693″
29	35° 14′ 26.9918″	139° 36′ 14.1546″
30	35° 14′ 26.9883″	139° 36′ 14.0925″
31	35° 14′ 26.9819″	139° 36′ 13.9785″
32	35° 14′ 26.9332″	139° 36′ 13.9299″
33	35° 14′ 26.9005″	139° 36′ 13.8826″
34	35° 14′ 26.8676″	139° 36′ 13.8351″
35	35° 14′ 26.6899″	139° 36′ 13.5786″
36	35° 14′ 26.6568″	139° 36′ 13.5309″
37	35° 14′ 26.6353″	139° 36′ 13.4999″
38	35° 14′ 26.5411″	139° 36′ 13.3737″
39	35° 14′ 26.5121″	139° 36′ 13.3349″
40	35° 14′ 26.3247″	139° 36′ 13.2309″
41	35° 14′ 26.2717″	139° 36′ 13.2015″
42	35° 14′ 26.2335″	139° 36′ 13.1803″
43	35° 14′ 25.7077″	139° 36′ 12.9616″
44	35° 14′ 25.6838″	139° 36′ 12.9561″
45	35° 14′ 25.6160″	139° 36′ 12.9405″
46	35° 14′ 25.4476″	139° 36′ 12.8006″
47	35° 14′ 25.3751″	139° 36′ 12.7769″
48	35° 14′ 25.3580″	139° 36′ 12.7775″
49	35° 14′ 25.2351″	139° 36′ 12.7821″
50	35° 14′ 25.0950″	139° 36′ 12.7636″
51	35° 14′ 25.0247″	139° 36′ 12.7460″
52	35° 14′ 24.8966″	139° 36′ 12.7139″
53	35° 14′ 24.8117″	139° 36′ 12.6926″
54	35° 14′ 24.5054″	139° 36′ 12.4443″
55	35° 14′ 24.6438″	139° 36′ 12.9263″
56	35° 14′ 24.6478″	139° 36′ 13.2109″
57	35° 14′ 24.4883″	139° 36′ 13.2716″
58	35° 14′ 24.4825″	139° 36′ 13.2487″
59	35° 14′ 24.3376″	139° 36′ 13.3038″
60	35° 14′ 24.1885″	139° 36′ 13.3854″
61	35° 14′ 23.7595″	139° 36′ 13.5483″
62	35° 14′ 24.0073″	139° 36′ 13.7366″
63	35° 14′ 23.8469″	139° 36′ 14.0052″
64	35° 14′ 23.7555″	139° 36′ 13.9091″
65	35° 14′ 23.5581″	139° 36′ 14.1882″
66	35° 14′ 23.7869″	139° 36′ 14.3933″
67	35° 14′ 23.8040″	139° 36′ 14.4086″

68	35° 14′ 23.8190″	139° 36′ 14.4268″
69	35° 14′ 23.9265″	139° 36′ 14.5578″
70	35° 14′ 23.9739″	139° 36′ 14.6154″
71	35° 14′ 23.9958″	139° 36′ 14.6421″
72	35° 14′ 24.1635″	139° 36′ 14.4048″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷戸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

神奈川県相模原市緑区鳥屋の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十七年建設省告示第千六百六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35° 32′ 59.8866″	139° 12′ 52.8702″
2	35° 32′ 59.7938″	139° 12′ 52.7461″
3	35° 33′ 00.4273″	139° 12′ 51.9591″
4	35° 33′ 01.3986″	139° 12′ 51.3844″
5	35° 33′ 01.3277″	139° 12′ 52.0870″
6	35° 33′ 01.3452″	139° 12′ 53.3078″
7	35° 33′ 01.3214″	139° 12′ 53.6398″
8	35° 33′ 00.9192″	139° 12′ 53.8390″
9	35° 33′ 01.1444″	139° 12′ 54.3272″
10	35° 33′ 00.8140″	139° 12′ 54.4905″
11	35° 33′ 00.7408″	139° 12′ 54.5325″
12	35° 33′ 00.5384″	139° 12′ 53.7572″

○国土交通省告示第五百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

谷山沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県桐生市菱町二丁目の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 24′ 56.3391″	139° 21′ 27.4568″
2	36° 24′ 56.6624″	139° 21′ 27.2018″
3	36° 24′ 58.2602″	139° 21′ 28.3263″
4	36° 24′ 58.2586″	139° 21′ 28.5647″
5	36° 24′ 57.3966″	139° 21′ 29.3477″
6	36° 24′ 56.4409″	139° 21′ 29.8817″
7	36° 24′ 55.3052″	139° 21′ 31.2202″
8	36° 24′ 54.2078″	139° 21′ 32.1085″
9	36° 24′ 53.5458″	139° 21′ 33.1156″
10	36° 24′ 52.7269″	139° 21′ 33.9828″
11	36° 24′ 52.0547″	139° 21′ 35.5426″
12	36° 24′ 51.6825″	139° 21′ 35.4397″
13	36° 24′ 52.0425″	139° 21′ 34.0568″
14	36° 24′ 53.6852″	139° 21′ 32.0560″
15	36° 24′ 53.6185″	139° 21′ 31.4954″
16	36° 24′ 55.1182″	139° 21′ 30.3655″
17	36° 24′ 56.0385″	139° 21′ 29.3218″

○国土交通省告示第五百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下小野中沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県賀茂郡南伊豆町下小野の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 40′ 28.1961″	138° 50′ 04.6221″
2	34° 40′ 27.9068″	138° 50′ 03.7988″
3	34° 40′ 27.9531″	138° 50′ 02.5367″
4	34° 40′ 27.8505″	138° 50′ 02.5456″
5	34° 40′ 27.9413″	138° 50′ 01.9129″
6	34° 40′ 27.7487″	138° 50′ 01.8989″
7	34° 40′ 27.6921″	138° 50′ 02.1909″
8	34° 40′ 27.5652″	138° 50′ 02.2664″
9	34° 40′ 27.5628″	138° 50′ 01.6302″
10	34° 40′ 26.4288″	138° 50′ 01.1631″
11	34° 40′ 24.8544″	138° 49′ 58.3103″
12	34° 40′ 22.9233″	138° 49′ 57.3468″
13	34° 40′ 21.6555″	138° 49′ 56.1487″
14	34° 40′ 21.1148″	138° 49′ 51.7792″
15	34° 40′ 21.4691″	138° 49′ 51.5120″
16	34° 40′ 23.6652″	138° 49′ 53.5362″
17	34° 40′ 26.4595″	138° 49′ 54.2649″
18	34° 40′ 28.1171″	138° 49′ 57.2659″
19	34° 40′ 29.2876″	138° 49′ 59.9502″
20	34° 40′ 29.2118″	138° 50′ 00.8769″
21	34° 40′ 28.2657″	138° 50′ 01.3306″
22	34° 40′ 28.1843″	138° 50′ 03.6408″
23	34° 40′ 28.5080″	138° 50′ 04.6103″

○国土交通省告示第五百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

名原川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二千二百十八号で指定した名原川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 30′ 17.4253″	132° 24′ 35.9008″
2	34° 30′ 17.7402″	132° 24′ 35.8732″
3	34° 30′ 17.7609″	132° 24′ 35.8715″
4	34° 30′ 17.7713″	132° 24′ 35.8245″
5	34° 30′ 17.9824″	132° 24′ 35.8305″
6	34° 30′ 18.0356″	132° 24′ 35.8584″
7	34° 30′ 18.0482″	132° 24′ 36.0105″
8	34° 30′ 18.0334″	132° 24′ 36.0621″
9	34° 30′ 18.0314″	132° 24′ 36.0872″
10	34° 30′ 17.9613″	132° 24′ 36.2980″
11	34° 30′ 17.7513″	132° 24′ 36.4319″
12	34° 30′ 17.6710″	132° 24′ 36.4738″
13	34° 30′ 17.5557″	132° 24′ 36.5342″
14	34° 30′ 17.5217″	132° 24′ 36.8158″
15	34° 30′ 17.5021″	132° 24′ 36.8671″
16	34° 30′ 17.2992″	132° 24′ 36.9330″
17	34° 30′ 17.1146″	132° 24′ 36.5662″

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び百一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森市浪岡大字大釈迦字沢田一〇四番一から同市大字鶴ヶ坂字川合一七四番一二五まで	前	一四・二〇～一二八・〇〇メートル	三・八六三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一四・二〇～一二八・〇〇メートル	三・八六三キロメートル	
	後 B	一四・二〇～一九二・九六メートル	三・八四七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市美濃庄町二九二番一から同市美濃庄町二九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

議案受領

四月二十四日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十四日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和八年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和八年度小規模企業施策」についての文書

参議院

議案送付

四月二十四日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

議決通知

四月二十四日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案

答弁書受領

四月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問に対する答弁書（第三四号）

法律公布奏上及び通知

四月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

旅券法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

農林中央金庫法の一部を改正する法律

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

四月二十四日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度中小企業施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

人事異動

内閣

（水産庁資源管理部長）農林水産技官　柿沼　忠秋

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表を命ずる

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を命ずる

（水産庁増殖推進部長）同　魚谷　敏紀

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命ずる

（同）同　魚谷　敏紀

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表を免ずる

漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を免ずる

（農林水産省大臣官房審議官）　福島　一

漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を免ずる

（以上四月二十四日）

国家公安委員会

（警察庁生活安全局生活経済対策管理官）警視長　小野　宏樹

岩手県警察本部長を命ずる

（警察庁警備局付）警視監　河原　雄介

大阪府警察本部副本部長を命ずる（以上四月六日）

警察庁

（岩手県警察本部長）警視長　増田　武志
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　増田　武志
警視監に任命する
辞職を承認する
（大阪府警察本部副本部長）警視監　篠原　英樹
警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）を命ずる
（警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当））同　江口　有隣
警察大学校警察政策研究センター所長を命ずる
（警察大学校長）同　岩下　剛
警察大学校警察政策研究センター所長事務取扱を免ずる
（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（生活安全局担当））同　服部　準
警察庁生活安全局生活経済対策管理官事務取扱を命ずる（以上四月六日）

法務省

検察官適格審査会委員に任命する
松田　純一
熊田登与子
検察官適格審査会予備委員に任命する（以上四月十六日）
判事兼簡易裁判所判事　角谷　昌毅
同　小西　慶一
同　髙櫻　慎平
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
同　森川さつき
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする
宮本　弘暁
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十一月三十日までとする
判事兼簡易裁判所判事　西山　志帆
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする
小野本　敦
検事　神谷　瑞枝
同　星野　郁也
同　前田　和孝
同　矢崎　正子
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
同　芝本　昌征
検事兼法務事務官　渡部みどり
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）
判事兼簡易裁判所判事　井出　正弘
同　鎌野　真敬
同　実本　滋
同　丹下　将克
令和八年司法試験考査委員を免ずる
令和八年司法試験予備試験考査委員を免ずる（各通）
同　田中　昭行
令和八年司法試験予備試験考査委員を免ずる
検事　川副　万代
同　竹下　慶
同　土屋美奈江
同　村橋　摩世
検事兼法務事務官　鈴木　雅久
令和八年司法試験考査委員の併任を解除する
令和八年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上四月十七日）

○定年退官

名古屋区検察庁副検事高洲晃は、検察庁法第二十二条第一項の規定により四月十九日限り定年退官

広島市

新旧
辞職
（財政局長）　中村　一彦
同　（健康福祉局長）　松嶋　博孝
同　（下水道局長）　小松　康二
（監査事務局長）　沖村　慶司
職員等　細谷　昌弘
同　児玉　晃典
環境局長　桜木　司
経済観光局長　同
下水道局長　小笹山秀夫
同　同
監査事務局長　池田　智彦
同　（以上四月一日）

○教育委員会教育長再任

松井勝憲教育長は、四月一日再任された。

○教育委員会委員任命

伊藤圭子委員は、三月三十一日任期満了し、四月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　森田　愛子

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オランダ国王陛下の御誕生日につき、四月二十四日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トーゴの独立記念日につき、四月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、南アフリカ共和国の国祭日につき、四月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　神奈川県立海洋科学高等学校

二　登録海技免許講習の種類（科・類型名）

（変更前）専攻科　漁業生産科
専攻科　水産工学科
（変更後）専攻科　航海科
専攻科　機関科

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　神奈川県立海洋科学高等学校

二　登録船舶職員養成施設の種類（科・類型名）

（変更前）専攻科　漁業生産科
専攻科　水産工学科
専攻科　航海科
専攻科　機関科
（変更後）専攻科　航海科
専攻科　機関科

三　変更年月日　令和八年四月一日

通運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

令和八年四月二十八日

海難審判所長　永本　和寿

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二六六七	髙田　寛	八・一・一六
二六六八	三浦　孝則	〃・〃・二九
二六六九	下條　正昭	〃・〃・〃
二六七〇	大谷　健二	〃・〃・〃
二六七一	井上　保晴	〃・三・一一

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二四九三	松村　茂実	八・一・二二	申請
二六五九	山本　剛史	〃・三・三	申請
二六四八	近藤　悦広	〃・〃・〃	申請
二一九二	高谷　武良	〃・〃・一八	申請

国家試験

令和８年司法試験の試験会場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和８年７月15日、16日、18日及び19日に施行する令和８年司法試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年４月28日

司法試験委員会委員長　神作　裕之

（試験地）

原則全国47都道府県

（試験会場）

法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00272.html）に掲載されている施設

令和８年司法試験予備試験の試験会場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、令和８年司法試験予備試験の試験会場について、次のとおり公告する。

令和８年４月28日

司法試験委員会委員長　神作　裕之

（試験地）

１　短答式試験　札幌市又はその周辺　仙台市又はその周辺　東京都又はその周辺　名古屋市又はその周辺　大阪府又はその周辺　広島市又はその周辺　福岡市又はその周辺

２　論文式試験　原則全国47都道府県

３　口述試験　東京都又はその周辺

（試験会場）

法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji07_00288.html）に掲載されている施設

令和８年度全国通訳案内士試験公示

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第８条の規定による令和８年度全国通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第２条の規定に基づき、公示する。

令和８年４月28日

観光庁長官　村田　茂樹

１　試験科目

⑴　筆記試験

㋐　外国語（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語）（全言語マークシート方式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一カ国語（ただし、今年度一つの外国語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合又は二つの外国語科目が免除となる場合は二カ国語の申請を可能とする。）

㋑　日本地理（マークシート方式）

㋒　日本歴史（マークシート方式）

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

㋔　通訳案内の実務（マークシート方式）

⑵　口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力）

２　受験資格、試験期日、試験場所及び合格者の発表

⑴　筆記試験

受験資格　年齢、性別、学歴、国籍その他の制限はない。

試験期日　令和８年８月16日（日）

㋐　外国語：午前11時から午後０時30分までの90分間

㋑　日本地理：午後１時40分から午後２時10分までの30分間

㋒　日本歴史：午後２時40分から午後３時10分までの30分間

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後３時40分から午後４時までの20分間

㋔　通訳案内の実務：午後４時30分から午後４時50分までの20分間

試験場所　札幌市、仙台市、東京近郊、名古屋市、大阪近郊、広島市、福岡市及び沖縄県

試験場所は、受験票交付（ウェブ上に設定する個人ページ（以下「マイページ」という。）にて交付）の際に受験者に通知する。

合格者の発表　令和８年９月25日（金）（予定）に、マイページで合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者にはマイページで当該科目を通知する。

⑵　口述試験

受験資格　筆記試験に合格した者

試験期日　令和８年11月29日（日）

試験場所　英語、中国語及び韓国語については、東京近郊、大阪近郊及び福岡市（英語、中国語又は韓国語の受験者で筆記試験を東京近郊、大阪近郊又は福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の地域で口述試験を受験しなければならない。）

英語、中国語及び韓国語以外の外国語については、東京近郊

試験場所及び試験時間は、筆記試験の合格通知の後、合格者にマイページで通知する。

合格者の発表　令和９年１月22日（金）（予定）に、合格者を官報で公示する。また、マイページで合否を通知する。

合格者には全国通訳案内士試験合格証書を、不合格者のうち筆記試験に合格した者には筆記試験合格証書を、それぞれマイページで交付する。

３　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付方法

令和８年６月１日（月）から同年７月10日（金）まで（予定）とし、電子申請にて受け付ける。ただし、試験の一部免除申請書類のうち、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）が発行する開封無効の成績証明（４⑲及び⑳関係）のみ、別途郵送にて提出することとする。

⑵　受験手数料

受験手数料14,850円（二カ国語受験の場合は29,700円）をクレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みにより全国通訳案内士試験事務局を通じて独立行政法人国際観光振興機構に納付する。なお、受験手数料は、受理した後は返還しない。

⑶　大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（４⑲及び⑳に係る免除申請書類）の郵送先・問合せ先

〒100―0004 東京都千代田区大手町２―２―１新大手町ビル１階　全国通訳案内士試験事務局（株式会社ＪＴＢ内）

（電話番号）03―5539―1230

（受付時間：午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。））

４　試験の一部免除

⑴　令和７年度全国通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験科目を受験して合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、令和８年度全国通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

⑵　一の外国語による全国通訳案内士試験に合格した者が、他の外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち㋑日本地理、㋒日本歴史、㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識及び㋔通訳案内の実務を願いにより免除する。ただし、平成29年度以前に合格した者が、㋔通訳案内の実務の免除を受けるためには、当該科目に関して観光庁長官が行う研修を修了することを要する。

⑶　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当年度試験に限り、当該科目を願いにより免除する。

⑷　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち㋐外国語を願いにより免除する。

⑸　旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第２項に規定する総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般旅行業務取扱主任者認定証保有者及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者を含む。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋑日本地理を願いにより免除する。

⑹　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑺　Educational Testing Serviceが制作するTOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について900点以上、TOEIC Speaking Test（公開テストに限る。）について160点以上又はTOEIC Writing Test（公開テストに限る。）について170点以上を得た者（当該得点を得たテストの行われた日の属す

る年度又は当該年度の翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑻　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。

⑼　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑽　Instituto Cervantesが制作するＤＥＬＥのＣ１若しくはＣ２又はSuperiorに合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑾　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。

⑿　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒀　教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について６級180点以上又は高等試験について９級以上の資格を有する者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒁　国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒂　特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（イタリア語に限る。）を願いにより免除する。

⒃　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒄　大韓民国国立国際教育院が制作する韓国語能力試験の６級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒅　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒆　独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第１項第１号の試験の日本史Ｂ又は旧日本史Ｂについて60点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して５年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒇　独立行政法人大学入試センター法第13条第１項第１号の試験の現代社会又は旧現代社会について80点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して５年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

(21)　(1)から⒇までの免除を受けようとする者は、電子申請時にその旨を申請しなければならない。その際、(2)又は(5)から⒅までの免除を受けようとする者は、当該免除の対象者であることを証する書面をＰＤＦにしてマイページにアップロードしなければならない。

大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（４⒆及び⒇に係る免除申請書類）については、別途郵送すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

山口県宇部市大字船木61番41**都市産業株式会社**の工場財団に山口県宇部市大字船木字山田61番地41都市産業株式会社楠工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年４月28日

山口地方法務局宇部支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月28日

四国地方整備局長　奥田　晃久

１　処分をした年月日　令和８年４月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社四電技術コンサルタント　野村　喜久　香川県高松市牟礼町牟礼1007―３　国土交通大臣許可（般特―04）第11159号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（造園工事業に関する一般建設業の許可及びとび・土工工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産管財人変更

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１２号
　東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
　清算株式会社　ＴＳ商事株式会社
　代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　令和８年４月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
　東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０００４号

仙台市泉区山の寺１丁目39番40号
清算株式会社　株式会社ユニ・メディア
１　決定年月日　令和８年４月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第１３号

金沢市進和町１９番地２
清算株式会社　株式会社ＭＦ
１　決定年月日　令和８年４月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１４号

金沢市進和町１９番地２
清算株式会社　株式会社ＭＰ
１　決定年月日　令和８年４月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

令和7年（ヒ）第4号

佐賀市唐人一丁目５番４３号
清算株式会社　株式会社石丸商店
代表清算人　石　丸　良　弘
１　決定年月日　令和8年4月9日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
佐賀地方裁判所

令和7年（ヒ）第5号

東京都大田区田園調布五丁目５３番１６号
清算株式会社　石丸商店株式会社
代表清算人　石　丸　良　弘
１　決定年月日　令和8年4月9日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
佐賀地方裁判所

令和7年（ヒ）第1005号

千葉県大網白里市みやこ野1丁目１番地１
清算株式会社　株式会社大網白里ショッピングセンター
１　決定年月日　令和8年4月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

更生手続開始

令和８年（ミ）第２号

東京都中央区日本橋堀留町一丁目１０番１４号
更生会社　株式会社ライフビジネスウェザー
代表者代表取締役　白樫　俊成
１　決定年月日時　令和８年４月１０日午後４時
２　主文　株式会社ライフビジネスウェザーについて更生手続を開始する。
３　管財人　白樫　俊成
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年５月１４日
６　更生債権等の一般調査期間　令和８年７月８日から令和８年７月１５日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年７月２７日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年８月３日
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙丁の権利義務全部を承継して存続し、乙丙丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一二七頁（号外第二三七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）

令和八年四月二十八日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番五号
（甲）アルファクラブ株式会社
代表取締役　神田　貢典

茨城県土浦市田中一丁目六番一二号
（乙）ベル守谷株式会社
代表取締役　近藤　徹

福島県郡山市山根町八番七号
（丙）アルファコスチューム株式会社
代表取締役　神田　貢典

茨城県土浦市粕毛六三一番地一
（丁）株式会社あさみ
代表取締役　神田　貢典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙丁の権利義務全部を承継して存続し、乙丙丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一二七頁（号外第二三七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）

令和八年四月二十八日

福島県郡山市開成三丁目六番一五号
（甲）アルファクラブ東北株式会社
代表取締役　神田　貢典

山形県山形市松波四丁目一〇番五号
（乙）ベル山形株式会社
代表取締役　中丸　修一

岩手県一関市花泉町涌津字二ノ町五三番地
（丙）有限会社こいわ葬儀社
代表取締役　神田　貢典

岩手県奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目七四番地一
（丁）ベル水沢株式会社
代表取締役　佐藤　宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　三十七頁（号外第八十九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十五日
掲載頁　三十七頁（号外第八十九号）

令和八年四月二十八日

埼玉県さいたま市見沼区大字南中野三三五番地
（甲）株式会社氷川花壇
代表取締役　宮川　学

埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田五三番地一
（乙）１ｒｉｎｇ株式会社
代表取締役　安藤　路育

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　五十頁（号外第一五四号）

令和八年四月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号
（甲）株式会社アイデミー
代表取締役　石川　聡彦

東京都三鷹市下連雀三丁目四三番三号
（乙）株式会社ファクトリアル
代表取締役　山田　晋也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十六日

掲載頁　二十八頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月二十八日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

（甲）アクセンチュア株式会社

代表取締役　濵岡　大

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

（乙）株式会社アイデミー

代表取締役　石川　聡彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.daiwa-cl.co.jp

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　六頁

令和八年四月二十八日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

（甲）大和地所コミュニティライフ株式会社

代表取締役　峯　裕也

東京都大田区西蒲田七丁目一二番二号

（乙）日本企画管財株式会社

代表取締役　中野　博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tenx.jp/

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

東京都港区赤坂五丁目二番三三号ＩｓａＩ

ＡｋａｓａＡ二一一二号

（甲）１０Ｘ株式会社

代表取締役　田中　良平

東京都世田谷区若林一丁目二五番一五号

（乙）株式会社アクトレックス

代表取締役　田中　啓太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　九十頁（号外第二八六号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目一一一四第一ハマダビル四〇二号室

（甲）株式会社Ｍｏｓｔｆｕｎ

代表取締役　大﨑　拓実

東京都豊島区西池袋一丁目三三番七号

（乙）有限会社ライトスタッフ

取締役　大﨑　拓実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　六十四頁（号外第一九二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十頁（号外第八十三号）

令和八年四月二十八日

広島市中区中町一番一号

（甲）株式会社ＡＩＣエデュケーション

代表取締役　桑原　克己

名古屋市中村区名駅三丁目一三番二四号第一はせ川ビル三階

（乙）ＥＴ株式会社

代表取締役　桑原　克己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一二六頁（号外第八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一九頁（号外第八号）

令和八年四月二十八日

広島市西区楠木町一丁目一五番二四号

（甲）株式会社ウエストエネルギーソリューション

代表取締役　江頭栄一郎

広島市西区楠木町一丁目一五番二四号

（乙）株式会社ウエストビギン

代表取締役　中村　公俊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のショッピングセンター事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和八年四月十七日

掲載頁　八頁

令和八年四月二十八日

群馬県高崎市江木町一四六五番地一

（甲）株式会社関東建創リアルエステート

代表取締役　今井　清隆

群馬県高崎市江木町一四六五番地一

（乙）株式会社関東建創ホールディングス

代表取締役　今井　正典

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社進成（乙、住所埼玉県新座市新座二丁目八番一一号）の資産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　九十五頁（号外第九十四号）

令和八年四月二十八日

埼玉県志木市本町六丁目一八番三七号

株式会社進成

代表取締役　山本猪一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の関係会社管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.gendagigo.jp/

令和八年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社ＧＥＮＤＡ　Ａｍｅｒｉｃａｓ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　佐藤　雄三

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（乙）株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表取締役　二宮　一浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のプロフェッショナル人材活用サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年二月二十七日
　　掲載頁　一一五頁（号外第四十一号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
　　令和八年四月二十八日
　　東京都千代田区外神田一丁目一八番一三号
　　（甲）株式会社エスプールブリッジ
　　代表取締役　浦上　壮平
　　東京都千代田区外神田一丁目一八番一三号
　　（乙）株式会社エスプール
　　代表取締役　浦上　壮平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＦＰ紹介事業（リーズ事業及びイベント事業を指します）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲の取締役会及び乙の株主総会の承認決議は令和八年四月二十七日までに終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和八年四月二十八日
　　掲載頁　二頁
　　令和八年四月二十八日
　　東京都港区虎ノ門三丁目四番八号
　　（甲）株式会社じげん
　　代表取締役　平尾　丈
　　東京都港区芝五丁目二九番二〇号
　　（乙）保険マンモス株式会社
　　代表取締役　古川　徹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む２．５次元アイドル事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和八年四月二十日
　　掲載頁　六頁
　　令和八年四月二十八日
　　東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号
　　（甲）株式会社ＳＴＰＲ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
　　代表取締役　松﨑　健人
　　東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号
　　（乙）株式会社ＳＴＰＲ
　　代表取締役　柏原　真人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十一日
掲載頁　五十七頁（号外第九十三号）
令和八年四月二十八日
長野県千曲市大字八幡二七二番地
（甲）合資会社和田酒店
代表社員　和田　兵衛
長野県千曲市大字八幡二七五番地
（乙）長野銘醸株式会社
代表取締役　和田　直道

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の複合（ＥＭＳ）カンパニー事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　令和七年七月一日
　　掲載頁　一二七頁（号外第一五〇号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
　　掲載の日付　令和七年七月七日
　　掲載頁　四頁
　　令和八年四月二十八日
　　長野県飯山市大字野坂田九三五番地
　　（甲）長野ＦＣＬコンポーネント株式会社
　　代表取締役　松山　信也
　　東京都品川区東品川四丁目一二番四号
　　（乙）ＦＣＬコンポーネント株式会社
　　代表執行役　小松　健次

吸収分割公告

一．甲は吸収分割により株式会社ネクステージ（戊、住所名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階）のボルボ事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

二．乙は吸収分割により株式会社ネクステージ（戊、住所名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階）のジャガー・ランドローバー及びＢＹＤ事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

三．丙は吸収分割により株式会社ネクステージ（戊、住所名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階）のマセラティ事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

四．丁は吸収分割により株式会社ネクステージ（戊、住所名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階）のオートステージ事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にそれぞれお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
（丙）確定した最終事業年度はありません。
（丁）確定した最終事業年度はありません。
（戊）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。
　　令和八年四月二十八日
　　名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階
　　（甲）株式会社ｅｔｔ
　　代表取締役　谷本　真厚
　　名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階
　　（乙）株式会社Ｓｈｉｎ
　　代表取締役　吉田　芳穂
　　名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階
　　（丙）株式会社フィオレンテ
　　代表取締役　横地　秀樹
　　名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル一五階
　　（丁）株式会社ｉｓｍ
　　代表取締役　木谷　圭臣

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりチハラ産業株式会社（乙、住所愛知県清須市西枇杷島町末広九〇番地の二）の資産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　愛知県清須市において発行する毎日新聞
　　掲載の日付　令和七年十二月二十六日
　　掲載頁　二十九頁
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年三月二十三日
　　掲載頁　四十六頁（号外第六十二号）
　　令和八年四月二十八日
　　愛知県清須市西枇杷島町古城一丁目一七番地七
　　チハラ精機株式会社
　　代表取締役　鈴木　章

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の農園事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

愛知県半田市板山町二丁目一六六番地の二

(甲) 株式会社ウェルハート農園

代表取締役　石川　悦男

愛知県半田市板山町二丁目一二四番地

(乙) 有限会社ウェルハート

代表取締役　石川　悦男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鰻、鯛及び魚介類の加工販売事業及び催事販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十頁（号外第八十三）

令和八年四月二十八日

三重県尾鷲市矢浜四丁目二番二号

(甲) 株式会社鷲洋

代表取締役　中村　沙織

三重県尾鷲市南陽町五番二〇号

(乙) 株式会社鷲洋

代表取締役　九鬼　慶隆

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりパナソニックスポーツ株式会社（乙。住所東京都千代田区有楽町一丁目一番二号東京ミッドタウン日比谷）の営むバレーボール事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年六月十九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　六十五頁（号外第一三八号）

令和八年四月二十八日

大阪市北区末広町二番四〇号Ｐａｎａｓｏｎｉｃ　ＸＣ　ＯＳＡＫＡ

株式会社大阪ブルテオン

代表取締役　久保田　剛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアクロ合同会社（住所長野県長野市篠ノ井布施五明三〇五一番地一）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　十七頁

令和八年四月二十八日

長野県千曲市大字須坂四九一番地の二

長野クリエート株式会社

代表取締役　青木　真実

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するカネフジ株式会社（住所名古屋市千種区西山元町二丁目一三番地の四）に対して当社の札幌市不動産に関連する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

名古屋市千種区西山元町二丁目一三番地の四

カネフジ有限会社

代表取締役　加藤　正明

新設分割公告

当社は、新設分割により設立する株式会社ＭＯＫＯ（兵庫県尼崎市東園田町五丁目一一七番地の五）に対して当社の不動産賃貸事業を除く一切の事業（遊技事業、美容事業を含む。以下「本事業」という。）並びに本事業に関連する権利義務一切を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年五月三十日までにお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://web-koukoku.org/0603128729４

令和八年四月二十八日

兵庫県尼崎市東園田町五丁目一一七番地の五

株式会社モコ

代表取締役　新井　秀典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

埼玉県さいたま市南区白幡三―八―四―二

合同会社ハセガワークス

代表社員　長谷川幸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都西多摩郡奥多摩町氷川一〇九九番地六

ＶＥＲＴＥＲＥ合同会社

代表社員　鈴木　光

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーイングランドリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーウィンブルドンリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーオックスフォード・サーカスリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーキングス・クロスリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーイングランドリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーウィンブルドンリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーコッツウォルズリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービージャイアンツ・コーズウェーリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーストーンヘンジリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーセント・ポールリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーチャリング・クロスリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーノーザン・アイルランドリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーノッティングヒルリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーハイランドリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーピカデリーサーカスリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーストーンヘンジリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーセント・ポールリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーチャリング・クロスリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーノーザン・アイルランドリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十九頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーノッティングヒルリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

エヌビービーピカデリーサーカスリース株式会社

代表取締役　東　正憲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　八十八頁（号外第一五〇号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

合同会社山猿

代表社員　上野　香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はジュノーＭ＆Ａコンサルティング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都港区南麻布四丁目一二番二五号南麻布セントレ二Ｆ

ジュノー合同会社

代表社員　大野雄一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都目黒区青葉台三丁目九番一一号青葉台ポイント地下一階

合同会社空

代表社員　田畑　裕也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都台東区台東三丁目四〇番三号ユーハイツ御徒町五〇二

Ｈ２Ｈ　ＪＡＰＡＮ合同会社

代表社員　グェン・ティ・ヒェン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月八日であり、組織変更後の商号は株式会社エイトリンクとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都港区東麻布二丁目二四番六号

合同会社エイトリンク

代表社員　米田さやか

組織変更公告

当組合は、令和八年四月十八日開催の総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は、今村区とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年四月二十八日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富一四六番地

今村生産森林組合

理事　竹内　啓介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

長野県佐久市協和五二二八番地三

合同会社ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＴＲＡＤＥ

代表社員　呉　達人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社八木とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

静岡県磐田市福田中島二一四番地

合資会社八木

代表社員　八木　一臣

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は銘安商事株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

大阪市中央区平野町一丁目八番一三号平野町八千代ビル三階

銘安合同会社

代表社員　吳　鑫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

大阪市中央区城見二―一―六一ツイン２１ＭＩＤタワー二五階

大槻国際特許合同会社

代表社員　大槻　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

大阪府堺市堺区三条通三番一四号

合同会社岩井塗装工業

代表社員　岩井　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十八日

北海道帯広市西九条南二十七丁目一四番地一

株式会社ウィネット

代表取締役　藤岡　博行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千三百九十九万九千九百五十円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/97561/announces

令和八年四月二十八日

福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場四五番地二四五南相馬市産業創造センターＡ棟事務所区画一

Ｚｉｐ　Ｉｎｆｒａｓｔｒｕｃｔｕｒｅ株式会社

代表取締役　新井　高匡（須知　高匡）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千七百八十一万三千四百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　二頁

令和八年四月二十八日

栃木県宇都宮市中央三丁目一番四号栃木県産業会館三階

株式会社ＢＵＬＬ

代表取締役　宇藤　恭士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千八百十八万千二百八十円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

東京都江戸川区中央四丁目一一番八号

Ｍａｎａｓｌｕホールディングス株式会社

代表取締役　梅津　直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千百十二万五百七十五円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　四十頁（号外第九十二号）

令和八年四月二十八日

東京都世田谷区上馬一丁目一七番五号

ONIGO株式会社

代表取締役　梅下　直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

東京都世田谷区用賀二丁目八番一〇号

株式会社Ｏｓｍａｎｔｈｕｓ

代表取締役　中條　進

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://mkn-al.com/

令和八年四月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

ＭＫＮアルミニウム株式会社

代表取締役　土谷　俊宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し、減少額のうち二千四百九十九万五千円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ―１００

代表取締役　杉本　勇次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://newt.jpn.com/

令和八年四月二十八日

東京都港区赤坂一丁目三番五号赤坂アビタシオンビル二階

株式会社ｎｅｗｔ

代表取締役　西村　裕司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億六千二百五十万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル一一階

ＨＭＨホールディングス株式会社

代表取締役　スコット・カーナス

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額一億三千六百万三百十五円を四千六百万三百十五円減少し、九千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番九号コエル渋谷青山通り九階

株式会社ルミナス

代表取締役　猪原　健斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千六百四十八万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　七十四頁（号外第八十七号）

令和八年四月二十八日

横浜市港北区新羽町二〇九九番地

株式会社デザートランド

代表取締役　井上　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金十九億九千九百九十九万九千八百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　一五〇頁（号外第二八四号）

令和八年四月二十八日

静岡市葵区伝馬町五番四号

株式会社駿河屋

代表取締役　杉山　綱重

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百七万四千七百六十円減少することにいたしました。なお減少する一億二百七万四千七百六十円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://pdas.co.jp

令和八年四月二十八日

名古屋市緑区有松三五一九番地

ＰＤエアロスペース株式会社

代表取締役　緒川　修治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

神戸市灘区鶴甲三丁目一二番四〇―一一八号

有限会社フィロ・インターナショナル

代表取締役　六田　伸彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　四頁

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　一五〇頁（号外第二八四号）

令和八年四月二十八日

静岡市葵区伝馬町五番四号

株式会社駿河屋

代表取締役　杉山　綱重

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百七万四千七百六十円減少することにいたしました。なお減少する一億二百七万四千七百六十円は、資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://pdas.co.jp

令和八年四月二十八日

名古屋市緑区有松三五一九番地

ＰＤエアロスペース株式会社

代表取締役　緒川　修治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

神戸市灘区鶴甲三丁目一二番四〇―一一八号

有限会社フィロ・インターナショナル

代表取締役　六田　伸彦

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　四頁

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区猿楽町一八番八号

株式会社ＣＡＭＰＦＩＲＥ

代表取締役　中島　真

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七〇七、四四九、〇〇六円減少することにいたしました。減少した資本準備金は、その他資本剰余金に組み入れます。

株主総会の決議は、令和八年四月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十日

掲載頁　九十四頁（号外第二七〇号）

令和八年四月二十八日

広島市佐伯区五日市町大字石内五九九八番地一

株式会社ＫＧＧホールディングス

代表取締役　神原　雅弘

準備金の額の減少公告

当社は、中村工業株式会社（住所福岡市中央区舞鶴三丁目二番六号）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額から千百三十万円を控除した額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十八日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番六号

ナカムラホールディングス株式会社

代表取締役　中村　隆元

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千九百八十万五千円、資本準備金の額を一億四千四百八十万五千円減少し、それぞれ一千万円、二千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　七頁

令和八年四月二十八日

山形県米沢市アルカディア一丁目八〇八番地四六

株式会社アルファテック

代表取締役　駒井　雄一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一四九、八九八、〇〇〇円、資本準備金の額を一四九、八九八、〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十八日

掲載頁　七十八頁（号外第二六二号）

令和八年四月二十八日

東京都目黒区自由が丘一丁目四番八号

ツナガルデザイン株式会社

代表取締役　大塚五郎右エ門

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十九万九千百九十円、資本準備金の額を九億六千七百六十万千八百五十七円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。なお、減少する資本金と資本準備金の額は全額その他資本剰余金に振り替えることといたします。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年五月二十二日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/35917/announces

令和八年四月二十八日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号

株式会社ｏｖｅｒｆｌｏｗ

代表取締役　鈴木　裕斗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千七百二十万円、資本準備金の額を九億七千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　一二四頁（号外第三十五号）

令和八年四月二十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズｍｏｒｉタワー三八Ｆ

エムケイドットエックス株式会社

代表取締役　肖　　挺

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を四千九百十万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　六十九頁（号外第九十三号）

令和八年四月二十八日

川崎市多摩区菅二丁目一番二九号マルコンボナール二〇三

Ｉｇｒ技研株式会社

代表取締役　阿閉　豊次

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年五月二十五日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めるとともに、当社普通株式について一株を二十株に分割する株式分割により割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年四月二十八日

福井県福井市河増町第三十号二十番地

タッセイホールディングス株式会社

代表取締役　田中　陽介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十三日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年四月二十八日

広島県東広島市三永二丁目四番一九号

株式会社広島県農協情報センター

代表取締役　佐々木博文

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋人形町二丁目一番四号

株式会社寿堂

代表取締役　杉山　青子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番二号

ｗｉｎｇ株式会社

代表取締役　安田　真規

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内

エレクトロニック・アーツ株式会社

代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十八日

福岡市東区西戸崎二丁目二二番四八号

株式会社エンジンドック

代表取締役　金丸　和彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である須田雅代及びアンディーマイヤーズが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都中央区新川二丁目三番四号新川田所ビル四〇一

ＡＪ Ａｄｖｉｓｅｒｓ ＬＬＣ

日本における代表者　須田　雅代

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である林智彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十八日

東京都日野市豊田二丁目二二番地の九

ケイトモインコーポレイテッド

日本における代表者　林　　智彦

信託業の廃止の公告

当社は、令和八年六月十一日をもって信託業を廃止することといたしました。

信託業法施行規則第五十条第二項第二号に規定する引受けを行った信託関係の処理の方法につきましては、現在、当社に引受けを行った信託契約等、同規定に該当する事項はございません。

以上、信託業法第四十一条第三項及び同法施行規則第五十条第二項の規定により公告します。

令和八年四月二十八日

大阪市北区中之島三丁目一番八号

きりう不動産信託株式会社

代表取締役　桐生　裕介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億八千四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＧＬＰ　Ｊａｐａｎ　ＤＨ３特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億二千三百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ＪＤＰ３Ｃｏ－Ｉｎｖｅｓｔ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十八億四百四十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月三十一日付官報の号外第二四二号一八四頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

茨木３ロジスティック特定目的会社

取締役　名古路秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百二十億六千百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月十六日付官報の号外第五十三号一八七頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

尼崎４ロジスティック特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号六十頁に掲載されています。

令和八年四月二十八日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

ギオン・ＧＬＰ相模原特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　五十八頁（号外第八十一号）

令和八年四月二十八日

東京都港区西新橋三丁目五番二号

六本木セントラルレジデンス特定目的会社

取締役　安田　智之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金八十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　六十四頁（号外第九十二号）

令和八年四月二十八日

東京都中央区新富一丁目十五番三号ジパン

グアウトソーシングサービス株式会社内

デジタル大阪４特定目的会社

取締役　横倉　弘和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14395/14395.html

令和八年四月二十八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・スリー

特定目的会社

取締役　福永　隆明

債権申出の公告（第一回）

イズミヤ・阪急オアシス株式会社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市淀川区野中南二－八－一〇

イズミヤ・阪急オアシス株式会社

確定給付企業年金清算人　北村　亮

債権申出の催告（第二回）

当会規約型企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

山形県鶴岡市下山添字庄南一番地二

櫛引農村工業農業協同組合連合会規約型

確定給付企業年金

清算人　遠藤　正之

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県上尾市大字平塚字西原七五三番地

ＢＸティアール株式会社確定給付企業年金

（旧ＢＸ鐵矢株式会社分）

清算人　田畑　浩之

訂正公告

令和八年二月十九日（号外第三十五号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、住所「東京都港区虎ノ門１－10－５」とあるは「東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズｍｏｒｉタワー３８Ｆ」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年四月二十八日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーン

ヒルズｍｏｒｉタワー三八Ｆ

エムケイドットエックス株式会社

代表取締役　肖　　挺

訂正公告

令和八年四月九日（号外第八四号）掲載の第九期決算公告中（枠組）中、（うち当期純利益）「(7,166)」とあるは「(36,069)」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二十八日

香川県高松市朝日町六丁目六番二三号

株式会社セルノ

代表取締役　六郷　正明

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和五年十一月十六日（号外第二百四十一号）外務省告示第四百五号（千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の付表の改正に関する件）（原稿誤り）				
二下			一八ベンズイミダゾールベンゾイミダゾール	
令和六年四月二日外務省告示第百十九号（円借款の供与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
四二		終りから一一〇	三月五にキガリで	三月五日にキガリで
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）外務省告示第百十二号（国際農業開発基金を設立する協定の改正に関する件）（原稿誤り）				
七五八		終りから一五	平成三十一年	令和元年
〃		一四		

七五八ページ終りから一四行目の「（第四条第一項、」の前に「令和三年二月十八日発効分、」を加える。